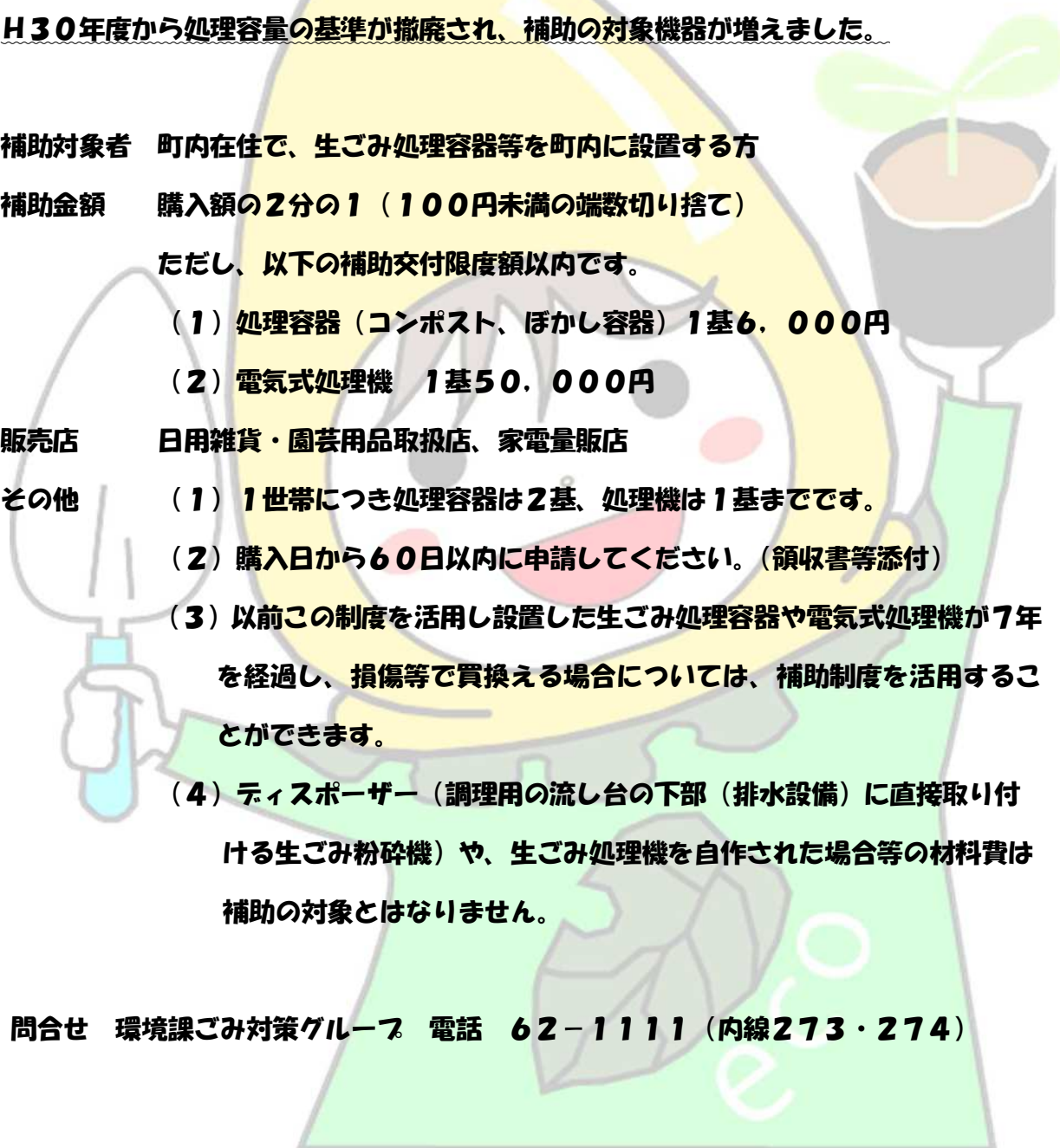


生ごみ処理容器等購入補助金制度を活用し、 ごみを減らそう！

生ごみは幸田町から排出される燃やすごみの約4割を占めています。生ごみは水分が多く、臭いもあるため、ごみステーション、収集作業、焼却処理でも多くの問題があります。しかし、生ごみは「優良な資源」でもあります。汚い、臭いと思っていた生ごみも処理容器等を使えば堆肥となり、家庭菜園やガーデニングに活用でき、ごみ出しも楽になります。

幸田町では、一般家庭から排出される生ごみを減量・堆肥化する容器又は機器を設置し、ごみ減量化にご協力いただいた方々に対し、補助金を交付しています。ぜひご活用ください。

※H30年度から処理容量の基準が撤廃され、補助の対象機器が増えました。

- 
- 1 補助対象者 町内在住で、生ごみ処理容器等を町内に設置する方
 - 2 補助金額 購入額の2分の1（100円未満の端数切り捨て）
ただし、以下の補助交付限度額以内です。
 - （1）処理容器（コンポスト、ほかし容器）1基6,000円
 - （2）電気式処理機 1基50,000円
 - 3 販売店 日用雑貨・園芸用品取扱店、家電量販店
 - 4 その他
 - （1）1世帯につき処理容器は2基、処理機は1基までです。
 - （2）購入日から60日以内に申請してください。（領収書等添付）
 - （3）以前この制度を活用し設置した生ごみ処理容器や電気式処理機が7年を経過し、損傷等で買換える場合については、補助制度を活用することができます。
 - （4）ディスポーザー（調理用の流し台の下部（排水設備）に直接取り付けられる生ごみ粉碎機）や、生ごみ処理機を自作された場合等の材料費は補助の対象とはなりません。

問合せ 環境課ごみ対策グループ 電話 62-1111（内線273・274）